

発議第1号

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の定着・安定運営を求める
意見書

上記の件について、別紙のとおり滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年議会規則第1号）第15条の規定により、提出する。

平成20年8月2日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

山崎 甚右衛門 様

提出者	滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員	中村 功一 熊谷 定義
賛成者	滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員	佐藤 賢 松田 一義 川島 信也 富士谷 英正 橋川 涉 山田 亘宏 國松 正一 中嶋 武嗣 山崎甚右衛門 海東 英和 平尾 道雄 津村 孝司 竹山 秀雄 宇野 一雄 伊藤 定勉 山崎 義勝 久保 久良 山内 健次 南 厚志 田中 久二 岩根 博之 二 矢 秀 雄

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 定着・安定運営を求める意見書

長寿医療制度は、急速に進展する高齢化に伴う医療費の増大が避けられない中、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、現役世代と高齢者がともに支え合う仕組みとして創設されたものである。

この制度は、多くの関係者が長きにわたり議論を重ね、本年4月にスタートしましたが、国において高齢者の皆様に対する制度の周知が十分でなかったことから、国民の皆様には制度の趣旨や仕組みが十分に理解されず、また、保険料を年金から徴収する納付方法などの運用面が指摘され、制度の開始直後から多くの苦情や相談が寄せられるなど、制度への誤解や不安が生じている状況にある。

こうした状況を受けて、6月12日には政府・与党合意による「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が発表され、制度の円滑な運営を図るためのきめ細やかな措置が実施されることとなった。

当広域連合としても、超高齢社会を展望すると、長寿医療制度の定着と安定運営は必要不可欠であり、今後も制度の根幹を維持しつつ、引き続き、見直すべき課題は積極的に見直すなど、制度の充実と国民の理解を得る努力を一層積み重ねていくことがたいへん重要であると考えている。

については、長寿医療制度の創設の経緯を十分に踏まえ、高齢者が安心して暮らせるために、将来を見据えた制度の定着と安定運営に向け、国会及び関係行政庁に対し、次の事項について強く要望する。

- 1 長寿医療制度の根幹を堅持したうえで、今後とも見直すべき課題は見直すとともに迅速な制度の定着・安定運営を図ること。
- 2 国民に対して、これまで以上に長寿医療制度について、きめ細かな説明と周知徹底を図り、国民の理解を得るための広報活動を行うこと。
- 3 今後、新たな対策を講じるに当たっては、必要な財源を地方の負担に転嫁することなく国が全額の措置をするとともに、制度を運営する現場においては相当量の業務が発生することから、更なる混乱を招かぬよう具体的な実施方策については十分に協議すること。
- 4 長寿医療制度の運営は都道府県を単位としており、その円滑な運営を図るためには、都道府県の積極的な関与や支援が必要であり、早急に具体策を提示すること。

5 高齢者の特性を踏まえた診療報酬体系については、国民をはじめ医療関係機関に十分に理解が得られていない状況も見受けられることから、国が責任を持って説明し、理解の促進に努めること。

さらに、後期高齢者の生活実態の把握に努め、後期高齢者にふさわしい医療として、より一層の充実を図られたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 8 月 2 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 山 崎 甚右衛門

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

あて